

○厚生労働省令第二十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十八条及び社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第二条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令  
（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（社会福祉士試験の科目）</p> <p><b>第五条</b> 社会福祉士試験の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 医学概論</li> <li>二 心理学と心理的支援</li> <li>三 社会学と社会システム</li> <li>四 社会福祉の原理と政策</li> <li>五 社会保障</li> <li>六 権利擁護を支える法制度</li> <li>七 地域福祉と包括的支援体制</li> <li>八 高齢者福祉</li> <li>九 障害者福祉</li> <li>十 児童・家庭福祉</li> <li>十一 貧困に対する支援</li> <li>十二 保健医療と福祉</li> <li>十三 刑事司法と福祉</li> <li>十四 ソーシャルワークの基盤と専門職</li> <li>十五 ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）</li> <li>十六 ソーシャルワークの理論と方法</li> <li>十七 ソーシャルワークの理論と方法（専門）</li> <li>十八 社会福祉調査の基礎</li> <li>十九 福祉サービスの組織と経営</li> </ul>	<p>（社会福祉士試験の科目）</p> <p><b>第五条</b> 社会福祉士試験の科目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 人体の構造と機能及び疾病</li> <li>二 心理学理論と心理的支援</li> <li>三 社会学理論と社会システム</li> <li>四 現代社会と福祉</li> <li>五 社会調査の基礎</li> <li>六 相談援助の基盤と専門職</li> <li>七 相談援助の理論と方法</li> <li>八 地域福祉の理論と方法</li> <li>九 福祉行財政と福祉計画</li> <li>十 福祉サービスの組織と経営</li> <li>十一 社会保障</li> <li>十二 高齢者に対する支援と介護保険制度</li> <li>十三 障害者に対する支援と障害者自立支援制度</li> <li>十四 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度</li> <li>十五 低所得者に対する支援と生活保護制度</li> <li>十六 保健医療サービス</li> <li>十七 就労支援サービス</li> <li>十八 権利擁護と成年後見制度</li> <li>十九 更生保護制度</li> </ul>

様式第二、様式第三及び様式第六を次のように改める。

様式第二（第10条関係）

社 会 福 祉 士 登 録 申 請 書															
フリカ <sup>ナ</sup> 氏 名	(姓)	(名)	性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女										
	(旧姓)		旧姓併記の希望	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無										
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正					年			月		日	本 籍 地 <small>(外国籍の場合は、その国籍)</small>	都道府県	本籍地コード	
フリカ <sup>ナ</sup> 現住所	都道 府県														
郵便番号									電 話 番 号						
社会福祉士試験に合格した年月			平成			年			月		試験合格証書番号				
そ の 他	<input type="checkbox"/> 精神の機能の障害により社会福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）の規定その他社会福祉に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者														
私は、社会福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第10条の規定により申請します。															
令和 年 月 日															
厚生労働大臣 殿 指定試験機関代表者															
氏名 <span style="float: right;">㊟</span>															
取 入 印 紙 (消印しないこと。)															
又は領収証書をはること。															

- 備考
- 1 該当する□は、☑と記入すること。
  - 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。
  - 3 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により受験手数料を納付すること。
  - 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。  
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
  - 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、A4とすること。

## 様式三 (第12条、第26条関係)

## 登録事項変更届出書

社会福祉士  
介護福祉士収入印紙  
(消印しないこと。)資 格  
住 所  
登録年月日  
登録番号  
(フリガナ)  
氏 名

年 月 日生

社会福祉士及び介護福祉士法第28条第42条第1項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

## 1 氏名、本籍地、その他の事項 (社会福祉士・介護福祉士共通)

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考
(フリガナ) 氏 名				
(旧 姓)				
旧姓併記の希望		有・無		
本籍地 (都道府県名)				

## 2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為のうち実地研修を修了したもの (介護福祉士のみ)

実地研修を修了した行為	変更前	変更後	備考
口腔内の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
鼻腔内の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
経鼻経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
指定試験機関代表者

氏

名 (印)

備考1 指定試験機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙をはらないこと。

2 該当する口は、と記入すること。

3 1において、氏名、本籍地都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。

4 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

5 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第六（第26条関係）

介 護 福 祉 士 登 録 申 請 書												
フリカゝナ 氏 名	(姓)				(名)				性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
	(旧姓)								旧姓併記の 希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正		年	月	日	本 籍 地 <small>(外国籍の場合は、その国籍)</small>			都道 府県	本籍地 コード		
フリカゝナ 現 住 所	都道 府県											
郵便番号			電 話 番 号									
試験に合格した年月	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和		年	月	試 験 合 格 証 書 番 号							
<p>(実地研修を修了した喀痰吸引等行為)</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p> <p>(受験資格)</p> <p><input type="checkbox"/> 実務経験+実務者研修</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校等</p> <p><input type="checkbox"/> 特例高等学校等+実務経験（9月以上）</p> <p><input type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設等</p> <p>(欠格事由)</p> <p><input type="checkbox"/> 精神の機能の障害により介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p><input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者</p> <p><input type="checkbox"/> 法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者</p>												
<p>私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 指定試験機関代表者 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>												
<p>取 入 印 紙 (消印しないこと。)</p> <p>又は領収証書をはること。</p>												

- 備考
- 1 該当する口は、と記入すること。
  - 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。
  - 3 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により受験手数料を納付すること。
  - 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。  
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
  - 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、A4とすること。